議案第６０号

非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めることについて

１　改正の趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正しようとするものです。

２　改正の内容

非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償に係る補償基礎額を引き上げようとするものです。

３　施行期日

令和６年４月１日としようとするものです。

４　効果

非常勤消防団員等に対する適切な損害補償を行うことができます。

（防災危機管理室作成資料）